高浜町　木造住宅耐震改修促進事業（耐震診断等）実施要綱

（目的）

第１条　この要綱は、木造住宅の所有者が耐震診断および補強プランの作成を行うにあたり、高浜町が耐震診断士等を派遣して支援することにより、木造住宅の耐震化の促進を図ることを目的とする。

（用語の定義）

第２条　この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

（１）木造住宅　高浜町内に所在する昭和５６年５月３１日以前に着工された在来軸組工法、伝統的構法または枠組壁工法による自ら居住するため所有する一戸建て木造住宅（併用住宅の場合は、延床面積の２分の１以上が住宅の用に供されているもの。）で３階建て以下のものをいう。

（２）耐震診断　一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定め「一般診断法」および「精密診断法」（時刻歴応答計算による方法を除く。）に基づいて行う耐震診断をいう。

（３）補強プラン　耐震診断の結果に基づき、具体的な補強方法、概算の経費について提案を行う補強計画をいう。

（４）耐震診断（伝統耐震診断法）　地盤と建物の固有周期、共振性能係数、最大振幅応答倍率を計測、解析して行う耐震診断をいう。

（５）補強プラン（伝統耐震診断法）　耐震診断（伝統耐震診断法）の結果に基づき、具体的な補強方法、概算の経費について提案を行う補強計画をいう。

（６）古民家鑑定　古民家の構造体、仕上げの劣化状況、現況などを調査し、古民家の耐久性や価値の鑑定をいう。

（７）古民家床下状況調査　シロアリをはじめとする害虫の被害の有無や劣化具合など、古民家の床下状況を調査することをいう。

（８）耐震診断士　福井県木造住宅耐震診断士登録制度要綱の規定により、福井県知事から登録を受けた者をいう。

（９）伝統耐震診断士　第４号および第５号に規定する耐震診断および補強プランの作成を行う能力を有する者をいう。

（１０）耐震診断士等　耐震診断士または伝統耐震診断士のことをいう。

（１１）古民家鑑定士　第８号に規定する古民家鑑定を行う能力を有する者をいう。

（１２）古民家床下診断士　第９号に規定する古民家床下状況調査を行う能力を有する者をいう。

（対象住宅）

第３条　耐震診断または補強プランの対象となる住宅は、次の各号のとおりとする。

（１）耐震診断、補強プランについては、木造住宅とする。

（２）耐震診断（伝統耐震診断法）または補強プラン（伝統耐震診断法）については、伝統的構法により建てられ、かつ建設後５０年を経過した木造住宅とする。

（申込者の要件）

第４条　木造住宅の耐震診断または補強プランの作成（以下、「耐震診断等」という。）を申し込むことができる者は、次の各号に該当する者とする。

（１）本事業に申し込もうとする木造住宅に居住する、または耐震診断もしくは耐震改修後に居住を開始する個人所有者（ただし、その所有する木造住宅は、過去にこの要綱等に基づく同一種類の耐震診断等を行っていないもの）

（２）高浜町税の滞納がない者

２　前項第１号ただし書きの規定は、平成２２年度以前に要綱等に基づく耐震診断等を行った者が、第２条第２号および第３号に規定する事業を申し込む場合は適用しない。

（耐震診断等の申込み）

第５条　耐震診断等の申込みをしようとする者は、高浜町木造住宅耐震診断等促進事業申込書（様式第１号）に次の各号に定める書類を添えて町長に提出しなければならない。

（１）耐震診断および補強プランの作成を行う場合

ア　木造住宅の位置図

イ　木造住宅の所有者および建築年月が確認できる書類（登記事項証明書、建築確認通知書の写し、固定資産課税台帳登録証明等）

ウ　町長が別に定める払込金受領証等

（２）補強プランの作成のみを行う場合

ア　木造住宅の位置図

イ　過去にこの要綱等に基づき行った耐震診断の報告書等の写し

ウ　町長が別に定める払込金受領証等

２　耐震診断の申込みは、補強プランの作成と併せて申込みしなければならない。ただし、町長がやむを得ないとして認めた場合は、この限りでない。

３　伝統耐震診断の申込みは、補強プランの作成、古民家鑑定および床下状況調査と併せて申込みしなければならない。ただし、町長がやむを得ないとして認めた場合は、この限りでない。

４　耐震診断の結果、上部構造評点が１．０以上またはこれと同等以上の耐震性能を有する場合は、補強プランの作成を行わないものとする。

（耐震診断士等の派遣）

第６条　町長は、前条第１項の申込書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めた場合は、耐震診断士等派遣決定通知書（様式第２号）により通知するものとする。

２　町長は、前項の耐震診断士等派遣決定通知書の内容に変更が生じた場合、通知書の内容を変更することができる。

（派遣の辞退）

第７条　前条第１項の通知を受けた者（以下、「対象者」という。）が、耐震診断士等の派遣を辞退する場合は、すみやかに高浜町木造住宅耐震診断等促進事業辞退届（様式第３号）を町長に提出しなければならない。

（派遣の取消）

第８条　町長は、対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、耐震診断士等の派遣を取り消すことができる。

（１）虚偽の申請、その他不正行為により耐震診断士等の派遣を受けたとき。

（２）その他町長が不適当と認める事由が生じたとき。

２　町長は、前項の規定により耐震診断士等の派遣を取り消した場合において、当該取消しに係る耐震診断等を既に実施しているときは、期限を定めて、その派遣に要した費用の賠償を命じることができる。

（派遣に要する費用）

第９条　木造住宅について、耐震診断士等の派遣に要する費用は、１戸当たり消費税及び地方消費税相当額を含め、次の各号のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 補助対象が１７０㎡以下かつ図面有り | ６７，０００円 |
| 補助対象が１７０㎡超えかつ図面有り | ７７，０００円 |
| 補助対象が１７０㎡以下かつ図面無し | ８９，０００円 |
| 補助対象が１７０㎡超えかつ図面無し | ９９，０００円 |

　（１）　耐震診断

（２）　補強プランの作成

|  |  |
| --- | --- |
| 補助対象が１７０㎡以下かつ図面有り | ６７，０００円 |
| 補助対象が１７０㎡超えかつ図面有り | ７７，０００円 |
| 補助対象が１７０㎡以下かつ図面無し | ８９，０００円 |
| 補助対象が１７０㎡超えかつ図面無し | ９９，０００円 |

（３）　耐震診断（伝統耐震診断法）　　　　　　２２０，０００円

（４）　補強プラン（伝統耐震診断法）の作成　　１１０，０００円

（５）　古民家鑑定　　　　　　　　　　　　　　１６５，０００円

（６）　床下状況調査（インスペクション）　　　１２１，０００円

２　市町は、前項の派遣に要する費用のうち、それぞれ次の各号に定める額を負担するものとし、その残額を対象者が負担するものとする。

（１）　耐震診断

|  |  |
| --- | --- |
| 補助対象が１７０㎡以下かつ図面有り | ６２，０００円 |
| 補助対象が１７０㎡超えかつ図面有り | ７２，０００円 |
| 補助対象が１７０㎡以下かつ図面無し | ８４，０００円 |
| 補助対象が１７０㎡超えかつ図面無し | ９４，０００円 |

（２）　補強プランの作成

|  |  |
| --- | --- |
| 補助対象が１７０㎡以下かつ図面有り | ６２，０００円 |
| 補助対象が１７０㎡超えかつ図面有り | ７２，０００円 |
| 補助対象が１７０㎡以下かつ図面無し | ８４，０００円 |
| 補助対象が１７０㎡超えかつ図面無し | ９４，０００円 |

（３）　耐震診断（伝統耐震診断法）　　　　　　１９８，０００円

（４）　補強プラン（伝統耐震診断法）の作成　　　９９，０００円

（５）　古民家鑑定　　　　　　　　　　　　　　１４８，５００円

（６）　床下状況調査（インスペクション）　　　１０８，９００円

（耐震診断士等の守秘義務等）

第１０条　耐震診断士等は、当該耐震診断等に関し職務上知り得た個人情報を漏らしてはならない。

２　耐震診断士等は、次に掲げる行為をしてはならない。

（１）当該耐震診断等に関し、対象者から第９条第１項および第２項に規定する負担費用以外の金銭を受け取ること。

（２）対象者に対し、不必要な改修等を勧めること。

（３）その他耐震診断士等としてふさわしくない行為を行うこと。

（個人情報の利用目的）

第１１条　町長は、本事業の実施に関して知り得た個人情報については、本事業の目的を達成するために必要な限度において、国および県へ提供することができる。

（その他）

第１２条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和７年　４月　１日から施行する。